

通所リハビリテーション料金表

基本料金									
	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	9時間以上
	2時間未満	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満	10時間未満
要介護 1	329円/日	343円/日	444円/日	508円/日	576円/日	667円/日	712円/日	767円/日	812円/日
要介護 2	358円/日	398円/日	520円/日	595円/日	688円/日	797円/日	849円/日	899円/日	949円/日
要介護 3	388円/日	455円/日	596円/日	681円/日	799円/日	924円/日	988円/日	1033円/日	1088円/日
要介護 4	417円/日	510円/日	693円/日	791円/日	930円/日	1,076円/日	1,151円/日	1201円/日	1251円/日
要介護 5	448円/日	566円/日	789円/日	900円/日	1,060円/日	1,225円/日	1,310円/日	1360円/日	1410円/日
加算料金									
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定している。及び、作業療法士等の合計数が利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合						3時間以上4時間未満	12 円/日	
							4時間以上5時間未満	16 円/日	
							5時間以上6時間未満	20 円/日	
							6時間以上7時間未満	24 円/日	
							7時間以上	28 円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上の基準を満たしたものとし金沢市に届出した体制加算						18 円/日		
入浴介助加算	入浴した場合(一般浴・機械浴とも)						50 円/日		
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	医師、理学療法士等その他の職種の方が共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成・記録・評価、見直し等を実施した場合						330 円/月		
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催②利用者の状況を関係者と共有し、医師の指示を受けた作業療法士等が利用者に説明し同意を得る③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること				850 円/月			
	6月超					530 円/月			
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催②利用者の状況を関係者と共有し、医師が利用者に説明し同意を得る③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること。				1120 円/月			
	6月超					800 円/月			
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催②利用者の状況を関係者と共有し、医師が利用者に説明し同意を得る③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること。⑤リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出すること				1220 円/月			
	6月超					900 円/月			
短期集中リハビリテーション実施加算	利用者に対して、集中的(3月以内)に指定通所リハビリテーションを行った場合に加算						110 円/日		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	認知症の利用者に対し医師の指示のもと理学療法士等が個別のリハビリテーションを実施した場合(退院日又は通所開始日から起算して3月以内に1週に2回限度)						240 円/日		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	認知症の利用者に対し医師の指示のもと理学療法士等が個別のリハビリテーションを実施した場合(退院日又は通所開始日から起算して3月以内に1週に4回限度)						1920 円/日		
中重度者ケア体制加算	①指定基準員数に加え、看護又は介護職員が1以上確保している②要介護3以上の利用者の割合が30%以上である③看護職員が1以上確保されている						20 円/日		
生活行為向上リハビリテーション実施加算	①専門的な知識、経験のある作業療法士等又は専門的な研修を修了した作業療法士等が配置している②生活行為の向上を目標とした実施計画に基づいてリハビリテーションを提供すること③当該リハビリテーション終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標達成状況及び実施結果を報告すること④リハビリテーション(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定していること						3月以内	2000 円/月	
							3月超6月以内	1000 円/月	
栄養改善加算	低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対して、利用者の低栄養状態の改善等のため個別的に栄養管理を実施した場合(3月以内に2回を限度)						150 円/回		
栄養スクリーニング加算	利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態についての確認を行い、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合8						5 円/回		
口腔機能向上加算	看護職員を配置し、利用者の口腔機能を多職種が協働して口腔機能改善管理指導計画を作成している						150 円/回		
重度療養管理加算	喀痰吸引等、別に厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、計画的な医学管理を実施した場合(要介護3以上)						100 円/日		

送迎を実施しない減算	利用者に対して送迎を行わない場合	-47 円/片道につき		
※上記金額の月合計金額に1.7%(地域加算)並びに4.7%(介護職員処遇改善加算)が加算されます。				
※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割負担になりますので、上記金額の2倍となります。				
自己負担金				
食費	昼食	650 円/日		
	夕食	600 円/日		
日常生活費	(右靴、シャンプー、タオル、バスタオル、ティッシュ等など施設で用意するものをご利用いただく場合)	100 円/日		
おむつ代	D	1枚	95 円/日	
	N	1枚	110 円/日	
	LLP	あっぶるのおむつを使用した場合	1枚	60 円/日
	L	1枚	30 円/日	
	パンツタイプ	1枚	115 円/日	
時間外施設利用料	1時間 (30分 600円)	1,200 円/日		

介護予防通所リハビリテーション料金表

基本料金			
要支援 1	1712円/月	要支援 2	3615円/月
加算料金			
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上の基準を満たしたものとし金沢市に届出した体制加算	(I) 要支援 1	72 円/日
		(II) 要支援 2	144 円/日
リハビリテーションマネジメント加算(I)	医師、理学療法士等その他の職種の者が共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成・記録・評価、見直し等を実施した場合		330 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	①専門的な知識、経験のある作業療法士等又は専門的な研修を修了した作業療法士等が配置している②生活行為の向上を目標とした実施計画に基づいてリハビリテーションを提供すること③当該リハビリテーション終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標達成状況及び実施結果を報告すること④リハビリテーション(II)、(III)又は(IV)を算定していること	3月以内	900 円/月
		3月超6月以内	450 円/月
運動器機能向上加算	理学療法士・作業療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施するとして県に届出した体制加算		225 円/月
栄養改善加算	低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対して、利用者の低栄養状態の改善等のため個別的に栄養管理を実施した場合(3月以内に2回を限度)		150 円/回
口腔機能向上加算	看護職員を配置し、利用者の口腔機能を多職種が協働して口腔機能改善管理指導計画を作成している		150 円/月
※上記金額の月合計金額に1.7%(地域加算)並びに4.7%(介護職員処遇改善加算)が加算されます。			
※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割負担になりますので、上記金額の2倍となります。			
自己負担金			
*通所リハビリテーション料金表に同じ			